

別紙1

仕 様 書

海峡ビューアーしものせき 1階ロビー電動昇降カーテン修繕は、この仕様書に基づき実施するものとする。

なお、この仕様書は修繕の仕様を定めるものであるが、修繕の受託者は、下関市が必要と認めた軽微な作業については、修繕料の範囲内において実施することとする。

記

1. 修繕名称

海峡ビューアーしものせき 1階ロビー電動昇降カーテン修繕

2. 修繕期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3. 修繕場所

下関市みもすそ川町3番58号 海峡ビューアーしものせき

別紙2配置図参照

4. 修繕内容

1階ロビーに設置してある電動昇降カーテンの修繕を行うもの。

(1) カーテン取替 2台

サンゲツ ローマンシェード SC7632

プレーンスタイル 巾：約3,700mm×丈：約7,500mm

(2) 電動昇降装置取替 2台

(3) スイッチ、配線は既存のものを利用すること。

5. 報告書の提出

・修繕を完了した場合は、報告書を提出すること。

6. 修繕料の支払

修繕終了後、修繕の成果が検査に合格したときは、修繕料を下関市に請求するものとし、下関市は受託者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に受託者に支払うものとする。

7. その他

(1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、

別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。

(2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下
関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

(3) この仕様書に記載のない事項及び業務に関して疑義が生じた場合は、下
関市と受託者で協議の上、決定する。